

令和5年第2回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和5年2月20日（月） 午前10時～

早良区役所 中会議室

議 題

1 議 案

- 議案第4号 選挙人名簿の登録の移替えの延期について . . . P. 1
- 議案第5号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について . . . P. 3
- 議案第6号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日について . . . P. 5
- 議案第7号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における特例郵便等投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を行う日について . . . P. 6
- 議案第8号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所について . . . P. 7
- 議案第9号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について . . . P. 10
- 議案第10号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について . . . P. 12
- 議案第11号 選挙人名簿から抹消する者について . . . P. 13
- 議案第12号 在外選挙人名簿から抹消する者について . . . P. 15
- 議案第13号 在外選挙人名簿に登録する者について . . . P. 16
- 議案第14号 福岡市脇山財産区議会議員一般選挙の選挙期日等について . . . P. 18

2 そ の 他

- ・商業施設に設置する期日前投票所について . . . P. 19
- ・今後の委員会開催予定について . . . P. 19
- ・立候補届出受付及び選挙会について . . . P. 19
- ・街頭啓発について . . . P. 19

議案第4号

選挙人名簿の登録の移替えの延期について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙に関し、選挙人名簿の登録の移替えを同選挙の期日後に延期する期間を次のように定める。

令和5年2月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇伊彦

移替えを延期する期間

令和5年3月10日から令和5年4月9日まで

・公職選挙法施行令第17条ただし書及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令第1条の規定による。

(登録の移し替え)

公職選挙法施行令第17条 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が当該市町村の区域内の他の投票区の区域内に住所を移したことを知ったときは、その者に係る登録の移替えをしなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、その事実を知ったときが次の各号に掲げる期間内であるときは、その登録の移替えを当該各号に規定する選挙の期日後に延期することができる。

1 任期満了による選挙にあつては、各選挙につき、その任期が終わる日の前六十日からその選挙の期日までの期間

2 その他の選挙にあつては、各選挙につき、その選挙を行なうべき事由が生じた日からその選挙の期日までの期間
(選挙人名簿の登録に関する規定等の取扱い)

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令第1条 地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律(以下「法」という。)第一条の規定により行われる選

挙に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二條第二項	当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が定めるところにより	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成二十六年法律第百二十五号)第一条の規定により行われる選挙については、それぞれ同法第二条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日(以下この項及び次条第一項において「告示日」という。)の前日現在(当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、選挙の期日現在)により告示日の前日に
公職選挙法第二十三條第一項	当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が定める期間	告示日に
公職選挙法第四十六條の二第二項及び第八十六條の四第七項	第三十三條第五項(第三十四條の二第五項において準用する場合を含む。)、第三十四條第六項又は第百十九條第三項の規定により告示した期日	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項に規定する選挙の期日
公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十七條第一号	その任期が終わる日の	<u>地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成二十六年法律第百二十五号)第一条第一項に規定する選挙の期日</u>
公職選挙法施行令第四十九條の二第一項ただし書及び第百二十七條の三	法第三十三條第五項(法第三十四條の二第五項において準用する場合を含む。)、第三十四條第六項又は第百十九條第三項の規定により告示した期日	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項に規定する選挙の期日

(注) ※ 移替えを延期する期間の始期は、移替最終日の翌日となる。

議案第5号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和5年2月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇伊彦

郵便等をもって発送を開始する日

令和5年3月30日

(議案の根拠)

・公職選挙法施行令第53条第1項、第59条の4第4項の規定による。

(投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付)

公職選挙法施行令第53条第1項 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五十条第一項、第二項又は第四項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して(都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあつては、併せて、その者について、第五十条第五項の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法第三十条の十第一項(第一号に係る部分に限る。))の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して)、その請求をした選挙人が選挙の当日法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれると認めたときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、投票用紙及び投票用封筒の交付又は発送について、直ちに(第五十条第一項又は第四項の規定により選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けたときは、当該選挙の期日の公示又は告示の日の翌日(郵便等をもって発送するときは、当該公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日)以後直ちに)次に掲げる措置をとらなければならない。この場合において、その選挙人が船員であるときは当該船員の選挙人名簿登録証明書に、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙においてその選挙人が南極選挙人証の交付を受けた者であるときは当該選挙人の南極選挙人証に、当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

- 1 第五十条第一項の規定による請求を受けた場合には、選挙人に直接に交付し、又は郵便等をもつて発送する。
- 2 第五十条第二項の規定による請求を受けた場合には、選挙人に直接に交付する。
- 3 第五十条第四項の規定による請求を受けた場合には、当該不在者投票の不在者投票管理者又はその代理人に交付し、又は郵便等をもつて発送する。

(郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付)

公職選挙法施行令第59条の4第4項 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して(都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあつては、併せて、その者について、前項の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法第三十条の十第一項(第一号に係る部分に限る。))の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して)、その請求をした選挙人が法第四十九条第二項又は第三項に規定する選挙人に該当すると認めたときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに(選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに)投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便等をもつて発送しなければならない。

議案第6号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和5年2月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇伊彦

交付又は郵便等をもって発送を開始する日

令和5年3月29日

(議案の根拠)

・公職選挙法施行令第59条の5の4第7項の規定による。

(特定国外派遣隊員の不在者投票の特例)

公職選挙法施行令第59条の5の4第7項 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、当該請求に係る特定国外派遣隊員について、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して(都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあつては、併せて、その者について、前項の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法第三十条の十第一項(第一号に係る部分に限る。))の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して)、当該特定国外派遣隊員が選挙の当日法第四十八条の二第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれると認めたときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに(第五項の規定により選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに)、第五項の規定による請求をした特定国外派遣組織の長又はその代理人に投票用紙及び投票用封筒を交付し、又は郵便等をもって発送しなければならない。この場合において、当該特定国外派遣隊員が船員であるときは、当該特定国外派遣隊員の選挙人名簿登録証明書に当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

議案第7号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における特例郵便等投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における特例郵便等投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和5年2月20日

福岡市早良区選挙管理委員会

委員長 伊佐 宇伊彦

郵便等をもって発送を開始する日

令和5年3月30日

(議案の根拠)

・特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令第1条第3項の規定による。

(特例郵便等投票の手続及び方法)

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令第1条第3項 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿若しくはその抄本又は在外選挙人名簿若しくはその抄本と対照して(都道府県の議会の議員又は長の選挙において、前項第一号に掲げる者にあつては、併せて、その者について、同項(同号に係る部分に限る。))の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の十第一項(第一号に係る部分に限る。))の規定により地方公共団体情報システム機構から提供を受けた機構保存本人確認情報(同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。))に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して)、その請求をした選挙人が特定患者等選挙人に該当し、かつ、法第三条第二項本文に規定するときに該当すると認めたときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに(選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに)投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便等(法第一条に規定する郵便等をいう。))をもって発送しなければならない。この場合において、前項(第一号に係る部分を除く。))の規定により選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証又は在外選挙人証の提示を受けたときは、当該選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証又は在外選挙人証に、当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の特例郵便等投票(法第三条第二項に規定する特例郵便等投票をいう。次項及び次条において同じ。))の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

議案第8号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所を次のように定め、告示する。

令和5年2月20日

福岡市早良区選挙管理委員会

委員長 伊佐 宇伊彦

- 1 福岡市早良区百道二丁目1番1号
福岡市早良区選挙管理委員会事務局
- 2 福岡市早良区東入部二丁目14番8号
福岡市早良区選挙管理委員会事務局入部出張所

(議案及び告示の根拠)

- ・公職選挙法第49条の規定による。

(不在者投票)

公職選挙法第49条 前条第一項の選挙人の投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

2 選挙人で身体に重度の障害があるもの(身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条に規定する身体障害者、戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)第二条第一項に規定する戦傷病者又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七条第三項に規定する要介護者であるもので、政令で定めるものをいう。)の投票については、前条第一項及び前項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)により送付する方法により行わせることができる。

3 前項の選挙人で同項に規定する方法により投票をしようとするもののうち自ら投票の記載をすることができないものとして政令で定めるものは、第六十八条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、あらかじめ市町村

の選挙管理委員会の委員長に届け出た者(選挙権を有する者に限る。)をして投票に関する記載をさせることができる。

4 特定国外派遣組織に属する選挙人で国外に滞在するもののうち選挙の当日前条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの投票については、同項及び第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、国外にある不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

5 前項の特定国外派遣組織とは、法律の規定に基づき国外に派遣される組織のうち次の各号のいずれにも該当する組織であつて、当該組織において同項に規定する方法による投票が適正に実施されると認められるものとして政令で定めるものをいう。

一 当該組織の長が当該組織の運営について管理又は調整を行うための法令に基づく権限を有すること。

二 当該組織が国外の特定の施設又は区域に滞在していること。

6 特定国外派遣組織となる組織を国外に派遣することを定める法律の規定に基づき国外に派遣される選挙人(特定国外派遣組織に属するものを除く。)で、現に特定国外派遣組織が滞在する施設又は区域に滞在しているものは、この法律の規定の適用については、当該特定国外派遣組織に属する選挙人とみなす。

7 選挙人で船舶安全法(昭和八年法律第十一号)にいう遠洋区域を航行区域とする船舶その他これに準ずるものとして総務省令で定める船舶(以下この項において「指定船舶」という。)に乗つて本邦以外の区域を航海する船員(船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員をいい、実習を行うため航海する学生、生徒その他の者であつて船員手帳に準ずる文書の交付を受けているもの(以下この項において「実習生」という。)を含む。)であるもの又は選挙人で指定船舶以外の船舶であつて指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるものに乗つて本邦以外の区域を航海する船員(船員法第一条に規定する船員をいい、船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第九十二条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者及び船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)第十四条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者並びに実習生を含む。)であるもののうち選挙の当日前条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投票については、同項及び第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する場所において、総務省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、これを総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長にファクシミリ装置を用いて送信する方法により、行わせることができる。

8 前項の規定は、同項の選挙人で同項の不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができないものとして政令で定めるものであるもののうち選挙の当日前条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投票について準用する。この場合において、前項中「不在者投票管理者の管理する場所」とあるのは、「その現在する場所」と読み替えるものとする。

9 国が行う南極地域における科学的調査の業務を行う組織(以下この項において「南極地域調査組織」という。)に属する選挙人(南極地域調査組織に同行する選挙人で当該南極地域調査組織の長の管理の下に南極地域における活動を行うものを含む。)で次の各号に掲げる施設又は船舶に滞在するもののうち選挙の当日前条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投票については、同項及び第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、その滞在する次の各号に掲げる施設又は船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所において、総務省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、

これを総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長にファクシミリ装置を用いて送信する方法により、行わせることができる。

一 南極地域にある当該科学的調査の業務の用に供される施設で国が設置するもの 不在者投票管理者の管理する場所

二 本邦と前号に掲げる施設との間において南極地域調査組織を輸送する船舶で前項の総務省令で定めるもの

この項に規定する方法による投票を行うことについて不在者投票管理者が当該船舶の船長の許可を得た場所

10 不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならない。

議案第9号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における早良区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和5年2月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇伊彦

- 1 場所 福岡市早良区百道二丁目1番1号
福岡市早良区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和5年3月31日 午後5時30分から

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第175条第3項の規定による。

(投票記載所の氏名等の掲示)

公職選挙法第175条第3項 第一項の掲示の掲載の順序は、衆議院(比例代表選出)議員の選挙にあつてはいずれの掲示の掲載の順序も同一となるように都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、その他の選挙にあつては市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに、当該選挙の公示又は告示があつた日において第八十六条第一項から第三項まで、第八十六条の二第一項、第八十六条の三第一項又は第八十六条の四第一項若しくは第二項の規定による届出をすべき時間が経過した後に行うくじで定める順序による。ただし、衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙について当該くじを行つた後、第八十六条第八項又は第八十六条の四第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出があつた場合(これらの規定による届出のあつた公職の候補者の全員が候補者でなくなつたときを除く。)は、これらの規定の期間が経過した後市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに改めて行うくじで定める順序による。

(告示の根拠)

- ・市町村の議会の議員及び長の選挙における候補者の氏名等の掲示に関する規程(昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第44号)第2条において準用する公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程(昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第41号)第35条第3項

公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程(昭和30年福

岡山選挙管理委員会規程第41号) 第35条第3項 市町村の委員会、衆議院比例代表選出議員及び参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙につき、法第175条第3項の規定により行うくじの実施場所及び日時を、あらかじめ告示しなければならない。

※ 本議案のくじにより、投票所内の氏名等掲示の掲載順序を定め、当該順序が公職選挙法第175条第6項の規定により期日前投票所内及び不在者投票記載場所内の氏名等掲示の掲載順序となる。

議案第10号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における早良区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法を次のように定める。

令和5年2月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇伊彦

- 1 掲載順序は、くじにより定まった順に右端から順次左に行う。
ただし、2段以上設けた場合は、右上欄から右下欄の順に、順次左に行うものとする。
- 2 くじの方法は、次のとおりとする。
 - (1) 候補者届出番号を候補者の固有番号とする。
 - (2) くじは候補者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒を用い、くじ箱から最初に取り出されたくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を掲載順序の第1とし、2番目に取り出されたくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を第2とする。
以下、順次くじを行い、くじ棒が取り出された順序を当該くじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者の掲載順序とする。

(議案の根拠)

・公職選挙法第175条第3項の規定による。

(注) ※上記2のくじの順序が、期日前投票所内及び不在者投票記載場所内の掲示の掲載順序となる。

※市議選の氏名等掲示の様式は、県規程に基づき、市委員会で定める。

議案第11号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和5年2月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇伊彦

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 531 人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 200 人 |
| | 市外転出者 | 331 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和5年2月20日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

公職選挙法第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

(参 考)

1 死亡者

令和5年1月1日から令和5年1月31日までに、区長から通知を受けた死亡者

2 転出者

令和4年9月1日から令和4年9月30日までに、市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(単位：人)

区分	男	女	計
死亡	97	103	200
転出	182	149	331
合計	279	252	531

議案第12号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和5年2月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- 1 抹消する者の数 3人
 内訳 住民票が新たに作成された日後4箇月を経過した者 3人
- 2 抹消する者の氏名等 別紙1のとおり
- 3 抹消年月日 令和5年2月20日

(議案の根拠)

・公職選挙法第30条の11の規定による。

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

公職選挙法第30条の11 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。

この場合において、第3号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 1 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 2 前条第1項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附表に記載された日後4箇月を経過するに至ったとき。
- 3 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかったことを知ったとき。

(参考)

(在外選挙人名簿の表示及び訂正等)

公職選挙法第30条の10 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が第11条第1項若しくは252条若しくは政治資金規正法第28条の規定により選挙権を有しなくなつたこと又は在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知った場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

議案第13号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和5年2月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇伊彦

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 登録する者の数 | 1人 |
| 2 | 登録する者の氏名等 | 別紙2のとおり |
| 3 | 登録年月日 | 令和5年2月20日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

(在外選挙人名簿の登録等)

公職選挙法第30条の6第1項 市町村の選挙管理委員会は、前条第1項の規定による申請をした者が当該市町村における在外選挙人名簿の被登録資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

(参考)

(在外選挙人名簿の登録の申請等)

公職選挙法第30条の5第1項 年齢満18年以上の日本国民で、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会)に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

(一部省略)

(参 考)

在外選挙人名簿登録・抹消内訳

(単位:人)

区分	(R5.1.20現在) 登録者数	登録	抹消		小計	現在 (R5.2.20)の 登録者数
		新規申請	死亡等	住民登録		
男	41	0	0	2	▲ 2	39
女	72	1	0	1	0	72
計	113	1	0	3	▲ 2	111

議案第14号

福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における選挙期日等について

任期満了に伴う福岡市脇山財産区議会議員一般選挙を次のように定め、告示する。

令和5年2月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

1 選挙期日 令和5年5月18日

2 選挙すべき議員の数 13人

(議案の根拠)

・公職選挙法第33条第1項、第268条及び福岡市脇山財産区議会設置条例第2条の規定による。

(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)

公職選挙法第33条第1項 地方公共団体の議会の議員の任期満了に因る一般選挙又は長の任期満了に因る選挙は、その任期が終る日の前30日以内に行う。

(財産区の特例)

公職選挙法第268条 財産区の議会の議員の選挙については、地方自治法第295条の規定による条例で規定するものを除く外、この法律中町村の議会の議員の選挙に関する規定を適用する。但し、被選挙権の有無は、市町村又は特別区の議会が決定する。

(議員の定数)

福岡市脇山財産区議会設置条例第2条 財産区議会議員(以下「議員」という。)の定数は13人とする。

(告示の根拠)

・公職選挙法第33条第5項第5号の規定による。

(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)

公職選挙法第33条第5項 第1項から第3項までの選挙の期日は、次の各号の区分により、告示しなければならない。

一～四 (略)

五 町村の議会の議員及び長の選挙にあつては少なくとも5日前に

そ の 他

- ・商業施設に設置する期日前投票所について
別紙3のとおり

- ・今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻	場 所
第3回	定例	3月1日（水）	午前10時	早良区役所 中会議室
第4回	臨時	3月30日（木）	午前10時	早良区役所 応接室
第5回	臨時	3月31日（金）	<u>午後5時30分</u>	
第6回	臨時	4月6日（木）	<u>午後6時</u>	
第7回	臨時	4月9日（日）	午前10時	

- ・立候補届出受付及び選挙会について
立候補届出受付
開催日時：令和5年3月31日（金）午前8時30分
参加者：伊佐委員長・濱田委員長職務代理者

選挙会

開催日時：令和5年4月11日（火）午前10時
参加者：伊佐委員長・濱田委員長職務代理者

- ・街頭啓発について
開催日時：令和5年4月6日（木）午後4時45分
参加者：委員全員